二　当該地点が二又は三の市町村の区域に属する場合　四千万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあっては、二千五百万円）

三　当該地点が四以上の市町村の区域に属する場合　一億一千万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあっては、八千万円）を当該市町村の数で除して得た金額

3　前項の場合において、当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合にあっては、交付金の交付限度額は、一号機に係る金額について前項の規定を適用して得た金額とその他の地熱発電施設等に係る金額について、前項中「五千五百万円」とあるのは「四千四百万円」と、「四千万円」とあるのは「三千二百万円」と、「二千五百万円」とあるのは「二千万円」と、「一億一千万円」とあるのは「八千八百万円」と、「八千万円」とあるのは「六千四百万円」と読み替えて同項の規定を準用して得た金額の合計額とする。

4　地熱発電施設等（水力発電施設を除く。以下この項において同じ。）が設置される地点が属する市町村の隣接市町村及び隣々接市町村の区域における交付金の交付限度額は、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域における交付金の交付限度額と同額とする。

5　一の地熱発電施設等に係る前四項の交付金は、当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該地熱発電施設等の設置の工事が終了する日が属する会計年度の五年後の会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

6　主務大臣は、地熱発電施設等の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該地熱発電施設等の関連施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であって、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。

7　主務大臣は、第五項及び第六項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。

8　市町村合併により、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該地熱発電施設等の着工が確実となった場合にあっては、当該区域内の地熱発電施設等に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項までの規定を適用する。

第八条　原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。以下この条において同じ。）が設置される地点が属する一の市町村の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、別表第五の上欄に掲げる原子力発電密接関連施設の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した金額とする。

2　二以上の市町村の区域にまたがって設置される原子力発電密接関連施設（以下「複数立地原子力発電密接関連施設」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、前項における交付限度額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積のうち当該市町村に係る部分の施設床面積
―――――――――――――――――――――――――
複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積

3　原子力発電密接関連施設が設置される地点をその区域に含む市町村をその区域に含む一の都道府県の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、原子力発電密接関連施設が設置される地点が属する全ての市町村の区域（当該都道府県の区域に含まれるものに限る。）における交付金の交付限度額に二を乗じて得た金額（ただし、使用済燃料の貯蔵施設にあっては、当該交付限度額と同額）とする。ただし、当該交付限度額には、第一項の交付限度額は含まないものとする。この場合において、当該交付金は、当該都道府県の区域での事業に要する経費に充てるものとする。

4　一の原子力発電密接関連施設に係る前三項の交付金は、当該施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該施設の設置の工事が終了する日が属する会計年度の五年後の会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

5　主務大臣は、原子力発電密接関連施設の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該施設の関連施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であって、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。

6　主務大臣は、前二項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。

第九条　一の原子力発電供用施設所在等都道府県に対して交付することができる当該原子力発電供用施設所在等都道府県の区域に含まれる一の市町村に係る毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる算式により算定した金額に十二を乗じて得た金額と当該金額のうち給付金交付助成措置に係る金額の三・五パーセントに当たる金額との合計額とする。

一　原子力発電供用施設所在市町村及び原子力発電供用施設隣接市町村のうちその区域内において、原子力発電供用施設所在市町村に設置が行われている原子力発電供用施設の利用に供する取水路又は放水路の設置が行われている市町村（第四号に掲げるものを除く。）

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A+B\times\frac{1}{2})\times\alpha$$

Aは、第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この号において「申請年度」という。）の前会計年度の十月一日における当該市町村の区域内の電灯需要家（小売電気事業者等から電灯需要に充てるため電気の供給を受けている者をいう。以下同じ。）の数とする。

Bは、申請年度の前会計年度の十月一日における当該市町村の区域内の電力需要家（小売電気事業者等から電力需要に充てるため電気の供給を受けている者をいう。以下同じ。）の契約電力をキロワットを単位として表した数の合計数とする。

αは、別表第六の上欄に掲げる当該市町村に係る事業所において設置が行われている原子力発電供用施設の毎年十月一日（以下この項において「基準日」という。）の属する月の前々月の末日（当該原子力発電供用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあっては、当該廃止の日）における設備能力（原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）にあっては施設の出力（整備法施行令第二条に定める規模以上のものに限る。）、機構が設置する原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設にあっては別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数をキロワットを単位として表した出力（機構が設置する原子力発電施設にあっては整備法施行令第二条に定める規模以上のものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の合計出力の区分に応じ、それぞれ別表第六の下欄に掲げる金額とする。ただし、当該合計出力の中に昭和五十六年四月一日以降に設置の工事が開始された原子力発電供用施設（以下「昭和五十六年度以降設置施設」という。）に係るものが含まれる場合にあっては、当該金額に⑴の算式により算定して得た数を、平成四年四月一日以降に設置の工事が開始された原子力発電供用施設（以下「平成四年度以降設置施設」という。）に係るものが含まれる場合にあっては当該金額に⑵の算式により算定して得た数をそれぞれ乗じて得た金額（以下この項において「割増単価」という。）とする（ただし、当該原子力発電供用施設（当該市町村に係る事業所に設置されていた原子力発電供用施設を含む。）が廃止されたことに伴い、⑴又は⑵のaが減少し、当該割増単価が前会計年度の割増単価を超える場合にあっては、前会計年度の割増単価とする。）。